



令和8年2月4日

美濃加茂市長 藤井浩人様

美濃加茂市特別職報酬等審議会  
会長 渡邊 厚

特別職の給料の額及び市議会議員の報酬の額について(答申)

令和7年12月18日付け発キ第80号をもって、当審議会に対し審議を求められた市長、副市長及び教育長の給料の額並びに市議会議員の報酬及び政務活動費の額について、下記のとおり答申します。

美濃加茂市特別職報酬等審議会

会長 渡邊 厚  
副会長 兼山 典生  
委員 山田 英人  
委員 佐伯 義夫  
委員 山岡 富美  
委員 加藤 真由美

記

1 市長、副市長及び教育長の給料月額

美濃加茂市長、副市長及び教育長の給料の月額については、令和8年4月1日から以下のとおり改定することが適当である。

役職名	答申の月額	現行の月額	改定額
市長	894,000円	870,000円	24,000円増額
副市長	742,000円	725,000円	17,000円増額
教育長	651,000円	651,000円	据え置き

2 市議会議員の報酬月額

美濃加茂市議会の議長、副議長及び議員の報酬月額については、次の改選後の新たな任期から、以下のとおり改定することが適当である。

役職名	答申の月額	現行の月額	改定額
議長	446,000円	434,000円	12,000円増額
副議長	392,000円	381,500円	10,500円増額
議員	372,000円	362,000円	10,000円増額

### 3 政務活動費の年額

項目名	答申額	現行との比較
政務活動費	120,000円	据置き

### 4 審議経過及び内容

当審議会は、本市の財政状況、特別職等の報酬、給与改定の推移、公務員の給与を改定する人事院勧告、他自治体の状況等の資料を参考に、前回の答申(令和4年度)からの社会情勢の変化、さらには国からの通知に基づく各地方公共団体における特別職の給与改定の経緯や、他の地方公共団体との均衡という観点を踏まえて、3回の審議会を開催し、慎重に審議を行いました。

主な審議の内容は次のとおりです。

- (1) 地方自治体の行政運営に関し、それぞれの自治体の持つ特色を生かし、社会情勢や市民ニーズに応えるべく、魅力ある市政運営が求められている中、市長等の特別職の報酬は、平成15年度の減額改定以降、物価が上昇する中、また、人事院勧告による国家公務員、地方公務員の給料の引き上げが行われてきた状況においても、据え置かれてきました。

令和7年人事院勧告では、国家公務員の一般職職員の給与が3.3%増、指定職職員が2.78%増の改定が行われています。また、県内外の人口規模や財政規模が近い類似団体においても、物価上昇や人事院勧告に伴う職員給与の改定、民間企業の賃上げ状況等を踏まえ、特別職の給料月額を増額改定が実施されています。

こうした本市を取り巻く状況を踏まえ、市長の給料月額については、令和7年の人事院勧告における国家公務員の指定職の引き上げ勧告を参考に、2.78%と同等の率での引き上げを行うことが必要であると判断します。副市長の給料月額については、県内他市の多くが1人制であることを鑑みると、2人制を取る本市において、その給料月額が近隣他市と同水準であることについては、意見が分かれるところです。しかしながら、市長の給料月額との均衡を保ちつつ、引上げをすることが適当であると考えます。一方で、教育長については、県内各市の状況を鑑みると、据え置くことが妥当であると判断します。

- (2) 議長、副議長、議員の報酬については、市議会議員が市政に対する様々な判断を行い、市民の期待に応えるべき存在であること、また、議員として幅広い人材の参画を図る意味からも、市長と同様に2.78%の引上げをすることが適当であると判断します。
- (3) 議員の政務活動費については、全体の執行率が65%程度であり、現状、活動する議員と活動していない議員とで、執行状況に大きな差異がある状況となっています。こうした状況を市議会としてどのように捉え、政務活動費はどうあるべきかの議論を経て、その意見表明を受けたうえで、金額の妥当性を判断することができることから、今回の審議では据え置きとすることと判断しました。

## 5 その他

審議の過程で、各種報酬等について、市の財政状況を十分に考慮しつつ、次の点について関係機関等で審議されることが望ましいのではないかと意見がありました。

- 1 副市長の2人体制の必要性
- 2 政務活動費の必要性及び制度設計
- 3 適正な議員定数の在り方